

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一八〇
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一八〇
- 公告
- 一般競争入札を行う件 一八一
 - 落札者を決定した件 一八二
 - 福島県選挙管理委員会 一八三
 - 福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った件 一八三
 - 福島県選挙管理委員会の委員長の職務代理者を指定した件 一八三
 - 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた件 一八三
 - 福島県収用委員会 一八四
 - 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 一八四

告示

福島県告示第二百九十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から令和七年四月一日付けて申請のあつた定款の変更について、同月八日認可した。

令和七年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第二百九十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年四月八日次のとおり指定した。
令和七年四月十五日

氏名又は名称 住所
有限会社宮戸 二本松市西町三三番地
屋商店

指定の有効期間
令和七年四月一五日から
令和十二年三月三十一日まで

福島県知事 内堀雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地
サンマートみやとや
二本松市西町三三番地
（出納総務課）

公告

公告第76号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年4月15日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加するものに必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証及び同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 都道府県に対して住民基本台帳ネットワークシステムの賃貸借（構築及び保守）の実績があること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年5月7日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部市町村行政課
電話024-521-7057

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配付期間 令和7年4月15日（火）から同月21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年4月21日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年5月28日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年5月27日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加をする者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Fukushima Prefectural Basic Resident Registration Network System 1set (including its delivery, installation, adjustment, data migration, maintenance, and removal, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30p.m., 28 May 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15p.m., 27 May 2025
- (4) Contact point for the notice: Municipal Administration Division, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7057
(市町村行政課)

公告第77号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年4月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) ロータリ除雪車（2.6m級） 1台
- (2) 小形除雪車（1.0m級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 90,860,000円
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 30,932,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月14日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第一項の規定により、令和七年四月九日福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った結果、次の者が当選した。
令和七年四月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

福島市腰浜町十八番十三号 成田良洋

福島県選挙管理委員会告示第十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第三項の規定により、令和七年四月九日次の者を福島県選挙管理委員会の委員長職務代理者に指定した。
令和七年四月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

福島市泉字南谷地七番地の十二 光ハイツ二〇一 菅野浩司

福島県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、令和七年四月一日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。
令和七年四月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
荒井学後援会	荒井学	荒井学	耶麻郡北塩原村松原字築部沢山一〇九一―七五
石井かずゆき後援会	石井和行	石井恵	福島市飯坂町平野字前原三五―一―五
今泉文克後援会	柳沼一良	今泉栄	岩瀬郡鏡石町鏡沼二四六

えんどうけい応援会	遠藤 恵子	郡山市咲田一―二―一―四〇
大内ひろのぶ後援会	大内 広信	田村郡三春町桜ヶ丘二―二―
大竹憂子後援会	大竹 憂子	西白河郡西郷村羽太字虫笠一
大桃ひできを育てる会	大桃 英樹	南会津郡南会津町田部字下原 二〇五―一―
大森ひとし後援会	大森 仁	白河市大鹿島三二
影山つねみつ後援会	加藤 武彦	田村郡三春町斎藤字戸ノ内一 五三
かしむら弘後援会	樫村 弘	いわき市平赤井字反町二六― 三
金沢かずのり後援会	金沢 和則	石川郡石川町鹿ノ坂三七―一
河西美次後援会	河西 美次	西白河郡西郷村米字西原九三
頑張れ日本！全国行動 委員会・福島応援団	鈴木 哲郎	福島市森合字的場九―五七
くわばら一真後援会	瀬戸 弘幸	福島市飯坂町湯野切湯ノ上 九―五
佐川京子後援会	佐川 京子	白河市板橋字竹ノ内一〇五
菅原みちこ後援会	菅原 美智子	福島市本内字西河原五二―二
関根信次後援会	平田 文男	石川郡石川町大字母畑字樋田 四〇―一―九
地域政党「町政刷新か	吉田 孝司	岩瀬郡鏡石町不時沼二―七―
	吉田 庫一	
	遠藤 恵子	
	鈴木 啓太	
	大桃 幹一	
	大森 英夫	
	渡辺 良一	
	根本 勝一	
	金沢 和則	
	鈴木 忠	
	安藤 和典	
	桑原 和子	
	佐川 義男	
	菅野 良二	
	関根 清信	

福島県収用委員会告示第一号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の

福島県収用委員会

がみいし		一
長澤操後援会	林部 幸則	耶麻郡猪苗代町若宮字村東内 七〇四
なかまち夢通り政治連 盟	齋藤 淳宏	郡山市中町一五―三二
二階堂利枝とふくしま の青ぞらの会	二階堂 利枝	福島市上野寺字道上一三―三
ひるかわ靖弘後援会	蛭川 靖弘	喜多方市北町上一
ふじわら正後援会	長谷川 由紀	伊達郡川俣町飯坂字八幡八― 二
まさやなつこ後援会	山口 巴	会津若松市栄町七―五二
迎茂城後援会	迎 茂城	石川郡石川町母畑字高蔵内一 八一―
横山しげる後援会	齋藤 和也	伊達市梁川町新田字町通二三 一
吉田かずお後援会	吉田 一雄	田村市船引町船引字南元町一 〇〇
渡部たかし後援会	渡部 崇	喜多方市関柴町上高領字樋口 三五八―一〇
渡部としおと一緒昭 和村を考える会	渡部 忠雄	大沼郡昭和村大字下中津川字 町八六三
	佐藤 孝雄	

収用について令和七年四月八日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和七年四月十五日

福島県収用委員会
会長 鈴木 靖 裕

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道十三号改築工事（福島西道路）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	福島県 福島市 平石字 両日森	一九番 一三	地目	山林	地積（平方メートル）	実測	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
	山林	一、四二四 一、四二四・二五		八・一八			
登記記録	山林	現況	登記記録	実測			

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	本田 益男
住所	（住民票上の住所） 福島県福島市飯野町字前川二番地の九 （書類送達先） 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字笛田四番地の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし